

## 日高町国民健康保険被保険者証更新のお知らせ

国民健康保険被保険者証の有効期限は、令和4年7月31日までとなっています。

現在お使いの保険証の有効期限が切れる7月31日に間に合うように、1世帯ごとにまとめて世帯主の方に「簡易書留」で郵送します。

※70才以上の被保険者の方には、保険証と高齢受給者証を兼ねた「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を郵送いたします。

更新方法	<p>新しい保険証を1世帯ごとにまとめて、世帯主の方に簡易書留で郵送します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月31日を過ぎても保険証が届かない場合は、お問い合わせください。</li> <li>・国民健康保険税の全部または一部に滞納がある場合には、郵送できない場合があります。</li> </ul>
新しい保険証が届いたら	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容を確認し、大切に保管してください。</li> <li>・保険証ケースを紛失・破損した場合は役場各窓口にてお渡しします。</li> <li>・古い保険証は、ハサミなどで細かく切断するなどして破棄してください。</li> <li>・破棄することが難しい場合は、役場窓口へ返却してください。</li> </ul> 
資格に変更があったら	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の健康保険に加入した方は、国保の資格喪失の届出が必要です。また、国保に加入する時も届出が必要です。変更があった場合は14日以内に届出を行ってください。</li> <li>・今回送付する保険証は、6月末現在の状況で作成します。そのため、6月末以降に変更の届出をした方へも届出前の状況で送付される場合があります。該当される方は、お手数ですが下記の役場窓口へご連絡ください。</li> </ul>

## 日高町医療費受給者証更新申請等のお知らせ

乳幼児等医療費助成制度

ひとり親家庭等医療費助成制度

重度心身障害者医療費助成制度

各医療費受給者証の有効期限は、令和4年7月31日までとなっています。

更新手続きをしないと、8月以降は医療機関で使用できなくなります。

現在、受給者証をお持ちの方には、7月中旬頃に「医療費受給者証の更新等申請のお知らせ」を送付しますので、ご確認のうえ、申請期間中に役場窓口にて更新手続きを行ってください。

申請期間	<p>令和4年7月19日（火）から令和4年8月31日（水）まで</p> <p>※申請期間より前に更新手続きで来庁されても、受給者証を交付することができません。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の申請で非該当となった方についても、申請期間中、8月1日から有効の受給者証の申請手続きをすることができます。</li> <li>・9月1日以降の申請は新規申請となり、有効期間の始期は、原則、申請日からとなります。</li> </ul>

更新手続き等のお問い合わせは、お近くの役場窓口へ。

問	門別地区／役場住民生活課 保険医療グループ	☎	01456-2-6182
	富川地区／水・くらしサービスセンター	☎	01456-2-0255
	厚賀地区／厚賀出張所	☎	01456-5-2111
	日高地区／総合支所地域住民課 福祉・保険グループ	☎	01457-6-3173

## 国民年金保険料の納付に困ったら

### ○国民年金保険料免除・納付猶予制度をご利用ください

経済的に国民年金保険料を納めることが困難な場合に、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を利用することができます。国民年金保険料を未納のままにしておくと、老後の年金（老齢基礎年金）や、障害、死亡といった不慮の事態が発生した際の年金（障害基礎年金・遺族基礎年金）が受け取れない場合があります。納付にお困りの際は、お早めにご相談ください。

保険料免除制度	申請者本人・配偶者及び世帯主の所得により審査され、承認されると保険料の納付が免除されます。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。 ※学生の方は、学生納付特例制度を利用してください。
保険料納付猶予制度	20歳から50歳未満の方を対象とした制度です。本人・配偶者の所得により審査され、承認されると保険料の納付が猶予されます。

	老齢基礎年金の 受給資格期間に	老齢基礎年金額に	障害・遺族基礎年金 の受給資格期間に	追納できる期間
<b>納付免除</b>	入る	減額となるが 反映される	入る	10年以内
<b>納付猶予 学生特例</b>	入る	反映されない	入る	10年以内
<b>未納</b>	入らない	反映されない	入らない	2年以内

※受給の審査・決定は日本年金機構が行います  
 ※追納は原則古い期間の分からの納付となります

### ○国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

・国民年金保険料の追納をおすすめします

国民年金保険料の免除や納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。しかし、未納分の保険料を後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を満額に近づけることができます。

追納のお申込み・ご相談は苫小牧年金事務所【☎0144-36-6135（ナビダイヤル）】へお問い合わせください。

### ○令和4年5月よりマイナポータルから 国民年金手続きの電子申請ができます

《対象手続き》

- ・国民年金第1号被保険者加入の届け出（退職後の厚生年金からの変更等）
- ・国民年金保険料 免除・納付猶予の申請
- ・国民年金保険料 学生納付特例の申請

《メリット》

- ①24時間365日申請可能
- ②スマートフォンから申請可能
- ③処理状況や申請結果の確認が可能

### ○マイナポータルとねんきんネットをつなげるとほかの機能を利用することができます

- ・日本年金機構からのお知らせをマイナポータルで受け取れる
- ・年金記録の確認
- ・将来の年金見込み額の試算

《必要なもの》

- ・マイナンバーカード

※マイナポータルの利用者登録が必要となります

問 ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004  
 苫小牧年金事務所 ☎ 0144-36-6135  
 HP 国民年金機構 (<https://www.nenkin.go.jp/>)

